

# 第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

## 【第3節 大気環境の保全】

### 第3節 大気環境の保全

#### 第1 大気汚染の防止

##### 1 大気汚染の現況

###### (1) 概況

大気環境基準は、環境基本法第16条により、人の健康を保護することが望ましい基準として示されたものです。

浮遊粒子状物質の環境基準達成率は前年69.7%（測定33局のうち23局達成）から97.0%（測定33局のうち32局達成）と大幅に改善しました。

二酸化硫黄は全測定期（35局）で県の環境保全目標及び環境基準を達成しています。

二酸化窒素については、測定36局のうち自動車排ガス測定期1局において環境基準を達成できませんでしたが過去10年間において、濃度は概ね横

### 大気の汚染に係る環境基準

環境基本法16条第1項による大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準（昭和48年5月8日環境庁告示第25号、昭和53年7月11日告示第38号、平成9年2月4日環境庁告示第4号）

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

### ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準

（平成11年12月27日、環境庁告示第68号）

媒体	基準値
大気	年間平均値が0.6pgTEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。

※基準値は、2,3,7,8, 四塩化ジベンゾ パラ ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

### 大気の汚染に係る環境保全目標（三重県）

物質	二酸化硫黄	二酸化窒素
環境上の条件	年平均値が0.017ppm以下であること。	年平均値が0.02ppm以下であること。

# 第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

## 【第3節 大気環境の保全】

ばいに推移しております。

光化学オキシダントは全測定局（23局）で、環境基準を達成できませんでした。

以下、一般測定局を「一般局」、自動車排出ガス測定局を「自排局」と略します。

### (2) 大気汚染の測定結果

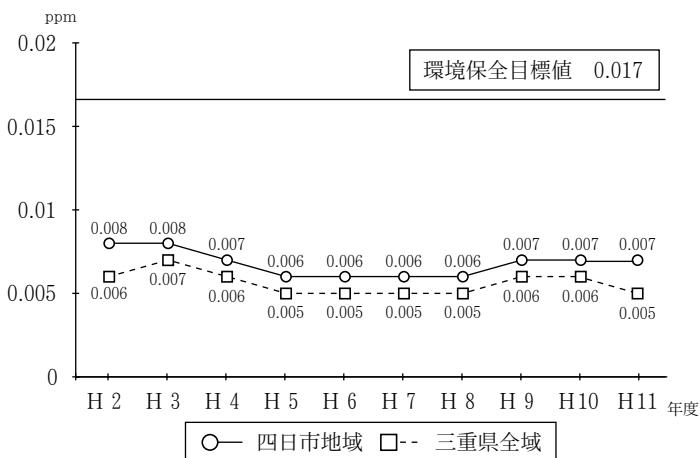
#### ア 硫黄酸化物

県下で一般局31局、自排局4局で測定を実施しました。一般局、自排局共に日平均値の2%除外値（注1）で環境基準を達成しており、年平均値でも県の環境保全目標を達成しています。

（資料5 2, 3, 4参照）

なお、年平均値の経年変化は図1-3-1のとおりです。

図1-3-1 二酸化硫黄（年平均値）の経年変化



注1) 二酸化硫黄の環境基準の長期的評価は、年間ににおける日平均値の測定値の高い方から2%の範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日間の測定値）を除外して行います。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合にはこのような取り扱いを行わないで評価します。

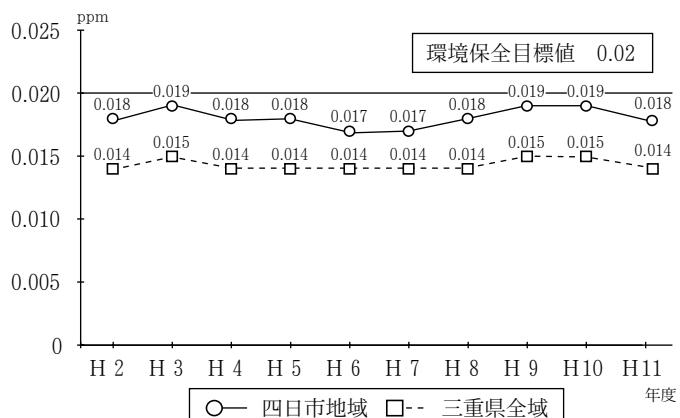
#### イ 硝素酸化物

県下で一般局30局、自排局6局で測定を実施しました。一般局、自排局共に日平均値の98%除外値（注2）で自排局の納屋局を除き環境基準を達成しました。また、年平均値の県の環境保全目標は一般局の三浜小学校局、楠町役場局と自排局の全測定局で目標を達成しませんでした。

（資料5 5, 6, 7, 8参照）

なお、年平均値の経年変化は図1-3-2のとおりです。

図1-3-2 二酸化窒素（年平均値）の経年変化



注2) 二酸化窒素の環境基準の長期的評価は、年間ににおける日平均値の測定値の低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されないと評価します。

#### ウ 一酸化炭素

県下で一般局1局、自排局2局で測定を実施しました。一般局、自排局共に日平均値の2%除外値（注3）で環境基準を達成しています。

（資料5 9参照）

注3) 一酸化炭素の環境基準の長期的評価は、年間ににおける日平均値の測定値の高い方から2%の範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外して行います。ただし、日平均値が1.0ppmを超える日が2日以上連続した場合にはこのような取り扱いを行わないで評価します。

# 第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

## 【第3節 大気環境の保全】

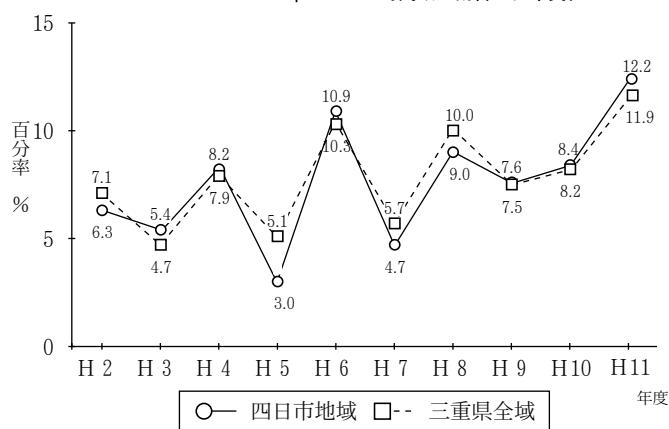
### エ 光化学オキシダント

県下で一般局23局で測定を実施したところ、昼間値（5時から20時までの測定値）はすべての測定局で環境基準を達成しませんでした。

（資料5 10, 11参照）

なお、光化学オキシダント昼間値が0.06ppmを超えた時間数の割合の経年変化は図1-3-3のとおりです。

図1-3-3 光化学オキシダント昼間値（5～20時）が0.06mmpを超えた時間数の割合の経年変化



### オ 非メタン炭化水素

県下で一般局18局、自排局3局で測定を実施しました。大気中炭化水素濃度の指針では、光化学オキシダント濃度0.06ppmに対応する非メタン炭化水素濃度は、0.20～0.31ppmC（6時～9時の3時間平均値）の範囲となっており、一般局4局を除き指針値に適合しませんでした。

（資料5 12参照）

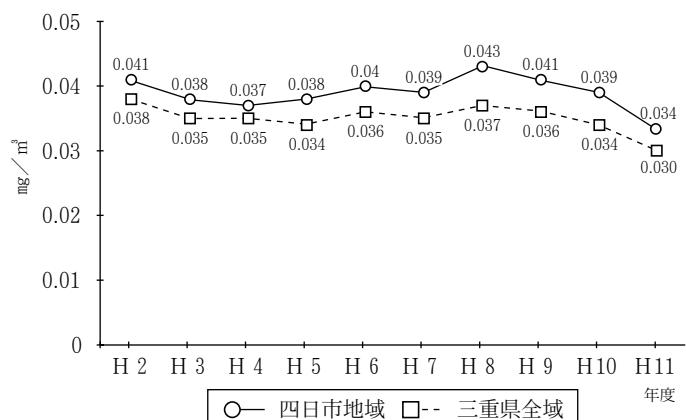
### カ 浮遊粒子状物質

県下で一般局27局、自排局6局で測定を実施しました。自排局1局で日平均値が基準値を超えた日が2日以上連続したことや、日平均値の2%除外値が基準値を超えたことから、環境基準を達成しませんでした。

（資料5 13参照）

なお、年平均値の経年変化は図1-3-4のとおりです。

図1-3-4 浮遊粒子状物質(年平均値)の経年変化



### キ 有害大気汚染物質

平成9年4月から施行された改正大気汚染防止法に基づき本県では環境庁が示す22の優先取組物質（有害性の程度や我が国の大気環境の状況等に鑑み健康リスクがある程度高いと考えられる有害大気汚染物質）のうち、測定方法が示されている18物質の大気中濃度を調査しました。

（資料5 14, 15, 17, 18参照）

#### (ア) 調査地点

調査地点は、一般環境として6地点、道路沿道として1地点及び発生源周辺として1地点を選定し、調査を実施しました。

#### (イ) 調査方法

揮発性有機化合物、アルデヒド類、金属類及びその化合物は、平成11年4月から毎月1回、連続24時間の試料採取を行い、分析しました。

#### (ウ) 調査結果の概要

平成11年度の結果は、おおむね環境基準を達成していましたが、ベンゼンについては、1地点で環境基準を超過していました。

### ク ダイオキシン類

平成9年4月に施行された改正大気汚染防止法に基づく環境庁が示す22の優先取組物質の一つとして、また、平成12年1月から施行されたダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月公布）に基づき、本県ではダイオキシン類の大気中濃度を調査しました。

なお、ダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令において、大気汚染防止法施行令の一部改正が行われており、

# 第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

## 【第3節 大気環境の保全】

平成13年1月15日から指定物質からダイオキシン類が削除されます。

### (ア) 調査地点

調査地点は、一般環境として12地点、一般環境追跡調査として3地点及び発生源周辺3地区各4地点（計12地点）を選定し、調査を実施しました。

### (イ) 調査方法

一般環境及び一般環境追跡調査は四季に、発生源周辺調査は夏季及び冬季に、連続24時間の試料採取を行い、分析しました。

### (ウ) 調査結果の概要

平成11年度の結果は、すべて環境基準を達成していました。

### ケ 外因性内分泌攪乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）

本県では環境ホルモンの中で大気への排出が主要と考えられている物質及び大気への排出が認められる物質のうち測定が可能な物質の大気中の濃度を調査しました。

（資料5 16参照）

### (ア) 調査地点

調査地点は、一般環境として13地点を選定し、調査を実施しました。

### (イ) 調査方法

平成11年12月、連続24時間の試料採取を行い、フタル酸ジエステル類については、ガスクロマトグラフ質量分析法（GC／HS法）により分析しました。

### (ウ) 調査結果の概要

調査の結果は、平成10年度の環境ホルモンに係る全国一斉調査の結果と比較して、特に高いものではありませんでした。

環境ホルモンについては、作用メカニズム等未解明な部分が多いことから、現在のところ大気環境の調査結果を評価する基準は示されていません。

（資料5 19参照）

## 2 大気環境保全総合対策の推進

大気汚染物質のうち二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質について、大気拡散シミュレーションによる環境濃度再現モデルを用いた将来予測に

より大気環境の将来像を示しました。将来予測結果（平成22年度）の概要は次の通りです。

ア 二酸化硫黄は、引き続き環境基準及び県の環境保全目標を達成・維持すると推定されました。

イ 二酸化窒素は、排ガス規制の強化等対策の推進により改善が進み、県の環境保全目標を達成すると推定されました。

ウ 浮遊粒子状物質については、排ガス規制の強化等対策の推進により改善が進み、県北部の幹線道路沿道等一部の地域で環境基準を達成できないおそれがあるものの概ね達成するものと推定されました。

大気拡散シミュレーションとは

工場や自動車等からの大気汚染物質排出状況と風向・風速などの気象条件を用い、計算によって環境濃度を推定することを言います。

## 3 工場・事業場対策の推進

### (1) 工場・事業場に対する規制・指導

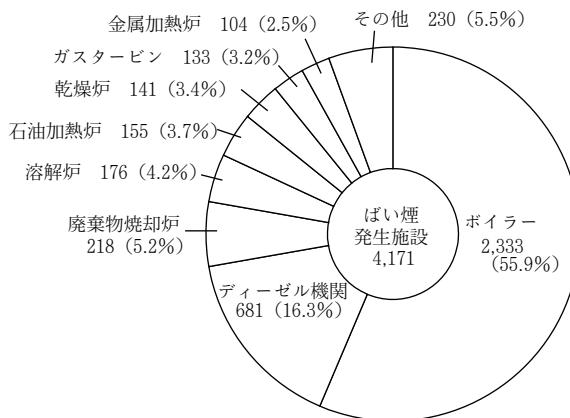
#### ア 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法では、一定規模以上のボイラ、廃棄物焼却炉等、現在32種類のばい煙発生施設を規制対象としています。

平成12年3月31日現在の県下におけるばい煙発生施設は、1,760工場・事業場、4,171施設、一般粉じん発生施設は135工場・事業場、1,209施設、特定粉じん発生施設は5工場、34施設（以上四日市市管轄分を含む）です。

図1-3-5 ばい煙発生施設の種類別内訳

（平成12年3月31日現在）



## 第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築 【第3節 大気環境の保全】

図1-3-6 一般粉じん発生施設の種類別内訳  
(平成12年3月31日現在)

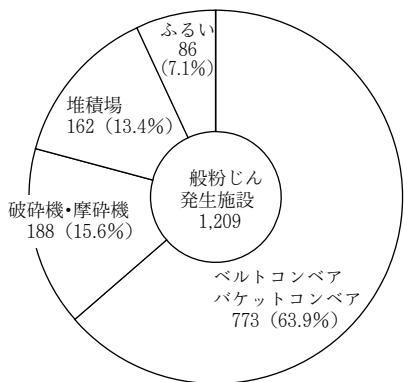
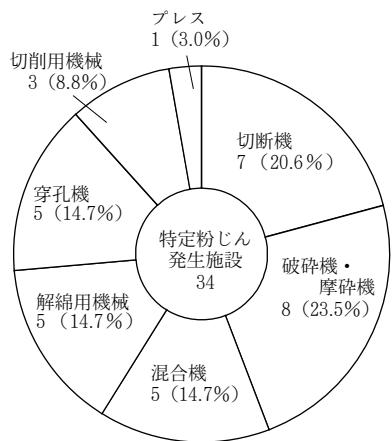


図1-3-7 特定粉じん発生施設の種類別内訳  
(平成12年3月31日現在)



また、平成8年5月に改正された大気汚染防止法では、吹付け石綿を特定建築材料として指定し、それらを使用する建築物の解体等の作業について作業基準が設定され、工事を施工する者に事前に特定粉じん排出等作業の届出が課せられています。

平成11年度中届出数は、解体作業が4、改造・補修作業が10でした。

### (ア) 硫黄酸化物の規制

硫黄酸化物については、施設毎の排出口の高さに応じた着地濃度規制（K値規制）が実施されており、順次改訂されてきました。

なお、四日市地域については、47年から県公害防止条例により総排出量規制を実施してきましたが、昭和51年から大気汚染防止法による総量規制に移行しました。

平成12年3月31日現在の総量規制基準適用対

象は54工場・事業場、燃料使用基準適用対象は233工場・事業場（以上、四日市市管轄分を含む）でした。（資料5 20参照）

### (イ) ばいじんの規制

ばいじんについては、ばい煙発生施設の種類及び規模毎に濃度規制が実施されていますが、平成10年4月、大気汚染防止法施行規則等の一部改正する総理府令が公布され、廃棄物焼却炉に係る排出基準が改定されました。

（資料5 25参照）

### (ウ) 窒素酸化物の規制

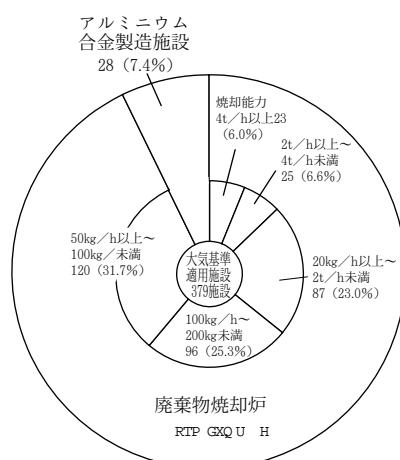
昭和48年の第1次規制以降段階的に排出基準の強化・拡大が行われ、窒素酸化物を排出するほとんどのばい煙発生施設について窒素酸化物の排出基準が設定され、規制対象となっています。

### イ ダイオキシン類対策特別措置法による規制

ダイオキシン類対策特別措置法では、大気基準適用施設として5種類の特定施設、水質基準適用施設として7種類の特定施設を規制対象としています。

平成12年3月31日現在の県下における大気基準適用施設は284事業所379施設、水質基準適用施設は37事業場63施設です。

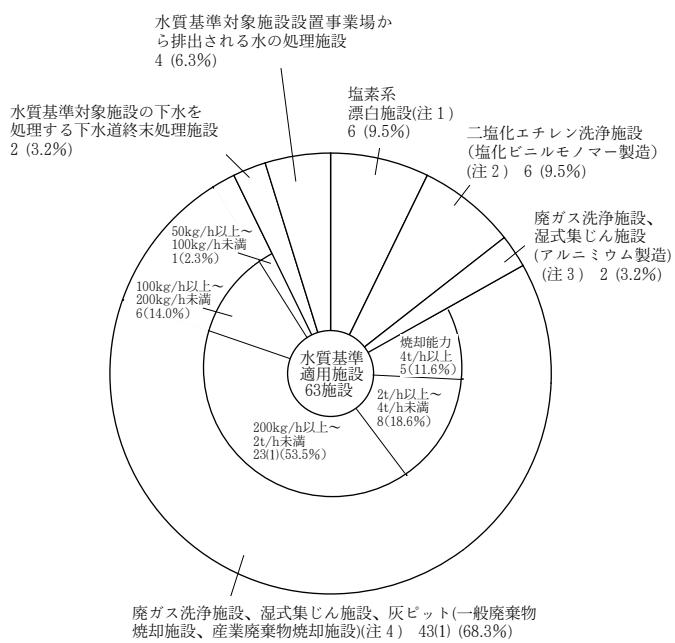
図1-3-8 大気基準適用施設の種類別内訳



# 第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

## 【第3節 大気環境の保全】

図1-3-9 水質基準適用施設の種類別内訳  
(平成12年3月31日現在)



- (注1) 硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
- (注2) 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
- (注3) アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設
- (注4) 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰の貯蔵施設であって、汚水又は廃液を排出するもの(灰の貯留施設については括弧内に数を記入)

### ウ 公害防止条例による規制

公害防止条例では、大気汚染防止法の規制対象外の施設及び物質について規制しているほか、一定規模以上の工場等を対象に、窒素酸化物に係る総排出量規制を実施しています。また、四日市地域については大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例で、一部のボイラーのばいじん排出基準について上乗せ条例が施行されています。

平成12年3月31日現在のばい煙に係る指定施設は528工場・事業場、3,447施設、粉じんに係る指定施設は700工場・事業場、4,112施設、炭化水素系物質に係る指定施設は26工場・事業場、522施設(以上、四日市市管轄分を含む)です。

図1-3-10 ばい煙に係る指定施設の種類別内訳  
(12年3月31日現在)

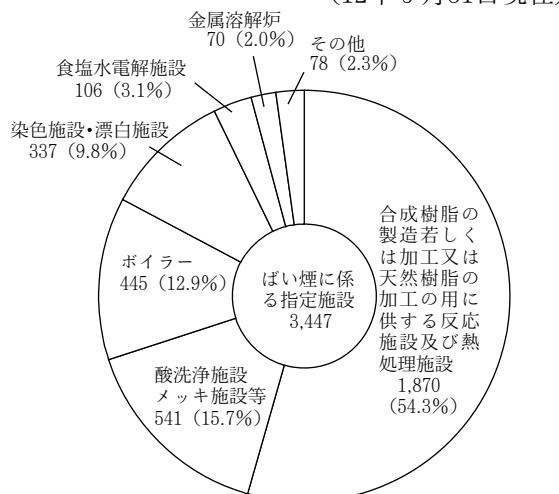


図1-3-11 粉じんに係る指定施設の種類別内訳  
(12年3月31日現在)

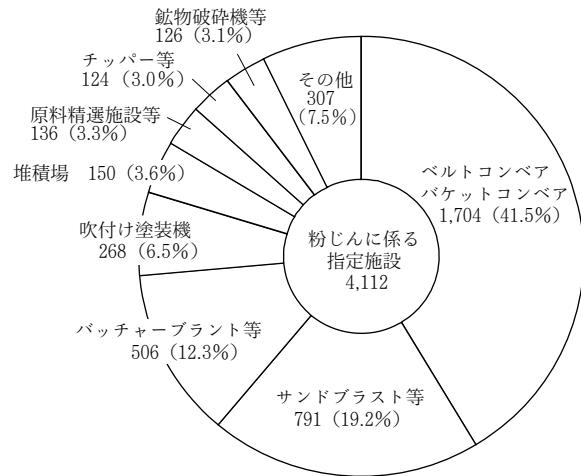
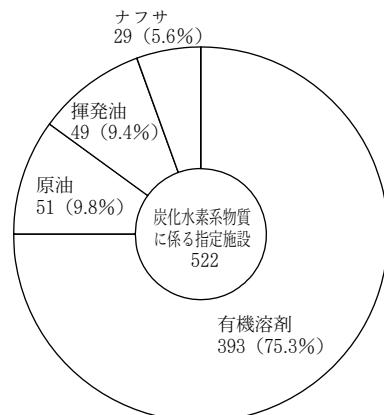


図1-3-12 炭化水素系物質に係る指定施設の種類別内訳  
(12年3月31日現在)



# 第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

## 【第3節 大気環境の保全】

### (ア) 窒素酸化物に係る総排出量規制

昭和49年から四日市地域において、窒素酸化物の総排出量規制を実施しており、環境基準の改正・強化等による規制の改定後、平成11年3月31日現在の総排出量規制基準適用対象は、45工場・事業場です。

### (イ) 炭化水素系物質の規制

貯蔵タンク等から炭化水素系物質の漏出を防止するため、一定規模以上の貯蔵施設について、構造・使用管理基準を設け、規制を行っています。

### エ 緊急時の措置

大気汚染に係る緊急時の措置については、昭和41年にはばい煙の排出の規制等に関する法律に基づき「三重県大気汚染緊急時対策実施要綱」を施行し、その後逐時必要な改正を行い対処してきました。

現在、大気汚染防止法に基づく緊急時の措置として、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び光化学オキシダント（第1章 第3節 第15光化学スモッグ対策の推進を参照）について、同要綱により予報等の発令及び発生源への燃料使用量の削減要請等を行っています。

なお、平成11年度は、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素については、予報等の発令はありませんでした。

### オ 工場・事業場に対する規制に基づく立入検査及び指導

平成11年度にはばいじんの排出基準に不適合であった施設が6件、窒素酸化物の排出基準に不適合であった施設が1件あり改善勧告を行いました。

（資料5 29参照）

## 4 自動車交通公害対策の推進

### (1) 現状

近年、産業経済の発展や都市化の進展を背景として大型車やディーゼル車等の交通量が増加し、都市部や主要幹線道路沿道においては、窒素酸化物等による大気汚染や騒音・振動による自動車交通公害問題が顕在化しています。

県内5か所の自動車排出ガス測定期の平成11年度の二酸化窒素の濃度は、すべての局で環境基準を達成しているものの、県内的一般環境測定期に比べ高い状況となっています。

国においては、大気汚染防止法により自動車燃料の性状に関する許容限度を中央環境審議会に諮問しており、「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」の第3次答申が平成10年12月に行われ、ディーゼル車から排出される一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質の許容限度目標値が示されました。

（資料5 30, 31, 32参照）

### (2) 自動車交通公害対策の総合的推進

自動車の排出ガス、騒音、振動等の自動車交通公害の対策を総合的に推進するため、「三重県自動車交通公害対策推進協議会」において、関係機関と連携を図りながら自動車交通公害対策を推進しました。

表1-3-1 平成11年度に実施された自動車交通公害対策

自動車単体対策	最新規制適合車への代替促進、電気自動車購入助成、自動車排出ガス検査の実施、整備不良車の排除
物流対策	モーダルシフトの推進、製品等の合理的輸送方法の推進
人流対策	バス、鉄道輸送における利便性の向上、バス交通の活性化の推進
交通流円滑化対策	交通情報提供システム（AMIS）の運用開始、交通管制システムの拡充整備、駐車場の整備、過積載車両の指導・取締り、交通規制の実施・見直し、違反駐車の防止活動
道路構造の改善	交差点の改良、道路の拡幅、道路の維持管理、遮音壁の設置、自転車・歩行者道等の整備、植樹帯の整備
道路網の体系的整備	近畿自動車道の整備、バイパス道路の整備、道路ネットワーク機能の強化
沿道環境の整備	沿道の植栽などのハートフルロード事業、緑地公園の修景施設工事
普及啓発	バス利用促進キャンペーン、バスの日、交通安全の確保及び秩序の確立、輸送の安全確保、踏切道の交通安全、低公害車の普及促進、ディーゼル黒煙クリーンキャンペーン、自動車点検整備推進運動、不正改造車排除運動、アイドリング・ストップ運動、交通教育、交通安全対策事業、道路を守る月間運動、事業広報誌の発行、夏休み子供環境教室の開催、自動車通勤の自粛
その他	自動車排出ガス測定期の整備、大気汚染監視・調査、自動車交通騒音実態調査

# 第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

## 【第3節 大気環境の保全】

### (3) 低公害車の普及促進

自動車単体対策の一つである低公害車の一層の普及促進を図るため、三重県自動車交通公害対策推進協議会の幹事会に関係36機関で構成する「低公害車普及促進部会」を設置し、低公害車に関する情報交換を行っています。

県としても、電気自動車2台、ハイブリッド自動車5台を導入し、日常業務に使用しています。

(資料5 33参照)

## 5 光化学スモッグ対策の推進

### (1) 光化学オキシダント濃度の測定

県下23の測定期でオキシダント濃度を測定しています。

### (2) 光化学スモッグ緊急時の措置

県下14地域、32関係市町村を発令地域とし、緊急時の措置を要請する対象地域としています。ただし、状況により近隣の市町村に拡大することがあります。測定されたオキシダント濃度が発令基準に達した場合、その発令地域ごとに緊急時の措置の区分（予報、注意報、警報、重大警報の4種類）に応じ、協力工場等への措置を要請します。

(資料5 34, 35参照)

大気汚染防止法で、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがある場合には、都道府県知事はその事態を一般に周知したり、ばい煙を排出する工場・事業者や自動車の運転者に対し協力を求めることができます。

なお、平成11年度の光化学スモッグの予報等緊急時の発令状況は、5月13日から9月10日までに6日間予報を発令し、そのうち1日間は注意報を発令しました。ただし、光化学スモッグによる被害の発生はありませんでした。

(資料5 11参照)

### (3) 北勢地域光化学大気汚染予測システム

光化学スモッグ注意報発令時において緊急時の措置が速やかに実施されるよう、注意報発令に先立ち、当日早朝に各種汚染物質濃度や気象データから計算した予測情報を各関係機関に提供しています。

#### ア 対象地域

桑名地域、大安地域、四日市地域及び鈴鹿地域の4地域としています。

#### イ 予測情報の内容

4地域別に、「高濃度となりやすいでしょう。」「高濃度とならないでしょう。」の2段階で予測します。「高濃度」とはオキシダントの日最高濃度が0.12ppm以上となる場合をいいます。

#### ウ 予測情報の提供先

次の関係機関に提供しています。

(ア) 対象地域内市町環境担当課

(イ) 対象地域内緊急時協力工場

エ 表1-3-2のとおり、地域ごとに予測情報の提供を行いました。

表1-3-2 予測結果の的中率等（平成11年度）

地域名	梅雨明け前後の区分	予測日数	高濃度出現日数	高濃度となりやすいでしょう		高濃度とならないでしょう		予測結果的中率（%）
				予測日数	的中日数	予測日数	的中日数	
桑名	前	31	4	14	1	17	17	58.1
	後	13	0	5	0	8	7	53.8
大安	前	31	7	21	2	10	10	38.7
	後	13	0	0	0	13	11	84.6
四日市	前	31	2	25	2	6	6	25.8
	後	13	9	7	0	6	6	46.2
鈴鹿	前	31	0	6	0	25	25	80.6
	後	13	0	4	0	9	8	61.5

(注) 四日市地域については、測定期が7局あるため、2局で高濃度となった日を高濃度出現日としました。

## 6 有害大気汚染物質対策の推進

有害大気汚染物質は、発がん性等の人の健康に有害な影響を及ぼすおそれのある物質といわれており、健康影響の未然防止の観点に立って、適正管理や排出抑制に取り組む必要があります。平成8年に大気汚染防止法が改正され、地方公共団体の施策として大気汚染状況の把握のための調査の実施、事業者の排出抑制の責務等が規定されました。平成9年には、有害大気汚染物質のうち健康リスクが高いと評価される物質であるベンゼン、

## 第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築 【第3節 大気環境の保全】

トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの大気環境基準が設定されました。

さらに、大気汚染防止法施行令の一部改正により、ダイオキシン類が指定物質に追加されるとともに、一定規模以上の製鋼用電気炉及び廃棄物焼却炉等が指定物質排出施設に指定され、指定物質抑制基準が定められました。

しかし、ダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令において、大気汚染防止法施行令の一部改正が行われており、平成13年1月から指定物質からダイオキシンが削除されます。

(資料5 36, 37参照)

平成11年度には、有害大気汚染物質の中でも健康リスクが比較的高く、優先的に取組を進める必要があるとされている22の物質のうち、測定方法が示されている18物質（ダイオキシン類を除く）の大気中濃度を調査しました。（調査結果は「第1章 第3節 第1 1 (2) キ」に記載）

さらに、ダイオキシン対策については、平成9年度に設置した府内関係各部局で構成するダイオキシン対策会議においても、排出量削減と実態把握を柱とするダイオキシン総合対策を策定しました。

表1-3-3 優先取組物質  
(○印は、平成11年度環境調査物質)

○アクリロニトリル	○水銀及びその化合物	○1, 3-ブタジエン
○アセトアルデヒド	タルク	○ベリリウム及びその化合物
○塩化ビニルモノマー	(アスベスト様繊維を含むもの)	○ベンゼン
○クロロホルム	○ダイオキシン類	○ベンゾ(a)ピレン
クロロメチルメチルエーテル	○テトラクロロエチレン	○ホルムアルデヒド
酸化エチレン	○トリクロロエチレン	○マンガン及びその化合物
○1, 2-ジクロロエタン	○ニッケル化合物	○六価クロム化合物
○ジクロロメタン	○ヒ素及びその化合物	

### 7 ダイオキシン類対策の推進

有害大気汚染物質のうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ダイオキシン類の4物質が指定物質に指定されていたが、ダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令において、大気汚染防止法施行令の一部改正が行われ、平成13年1月15日から指定物質からダイオキシン類が削除されることになりました。

平成11年7月にダイオキシン類対策特別措置法（平成12年1月施行）が公布され、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壤に係る措置等を定められました。また、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉など、5種類が大気基準適用施設、下水道終末処理施設など、7種類が水質基準適用施設に指定され、排出基準が定められました。

### 8 地球温暖化対策の推進

#### (1) 地球温暖化問題の経緯

地球温暖化とは、人間の社会経済活動に伴い、大気中の二酸化炭素などの「温室効果ガス」が増加し、地球の平均気温が上昇することを言います。最新の研究成果によると、温室効果ガスの排出がこのまま続くと21世紀末には平均気温は2℃上昇、海面水位が約50cm上昇すると予測されています。

地球温暖化を防止するため、国際的な取り組みが進められており、1988（昭和63）年に政府間の公式の場として「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）が設置されました。さらに1992（平成4）年5月に地球温暖化防止の枠組みとなる条約「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択されました。

同条約の締約国会議は、現在までに5回開催されており、特に1997（平成9）年に京都で開催された第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議COP3）では、先進国の温室効果ガスの削減目標を取り決めた京都議定書が採択されました。この

# 第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

## 【第3節 大気環境の保全】

議定書で、我が国は温室効果ガスの排出量を2008年から2012年の期間に1990年レベルより6%削減することになりました。

### (2) 国における取り組み

我が国の温室効果ガスの排出量は1990年以降増加基調にあり、1996年の排出量は1990年に比べ12.1%の増加となっています。

#### 我が国の温室効果ガス排出状況

	1990年 (10 <sup>6</sup> t-C)	1996年 (10 <sup>6</sup> t-C)	伸び率%
二酸化炭素	306.7	336.8	9.8
メタン	8.9	8.5*	-4.5
一酸化二窒素	5.2	5.3*	1.9
代替フロン類	16.7	27.7	65.9
合計	337.5	378.3	12.1

\*は1995年の排出量

京都議定書の履行を確保するため1998（平成10）年6月に今後の検討課題を整理した「地球温暖化対策推進大綱」を策定しました。さらに、温室効果ガスの排出抑制にはあらゆる主体が参加した幅広い取組が不可欠であることから、国民、事業者、国及び地方公共団体のそれぞれの責務を明らかにした「地球温暖化対策の推進に関する法律」を1998年10月に公布し、1999年4月から施行しました。本法律のポイントは次のとおりです。

#### 地球温暖化対策の推進に関する法律の5つのポイント

- ①専ら地球温暖化防止を目的とするわが国初めての法制度であり、国民、事業者、国、地方公共団体の全ての主体の役割を明確化する。
- ②6種類の温室効果ガスの全てを対象にした取組を推進する。
- ③国、地方公共団体はもちろん、相当量を排出する事業者についても計画づくりやその実施状況の公表を促す。これにより計画的な取組を広く普及する。
- ④地方においても、全国共通的な取組だけでなく、実状に応じたきめ細かな対策を推進することとし、地方公共団体に対しても地球的問題に関して責任の範囲内で可能な役割を發揮できるよう求める。
- ⑤国民が行う地球温暖化防止のための行動を促進し、かつ効果を上げるための仕組みを設ける。
  - ・地球温暖化防止活動推進センター
  - ・地球温暖化防止活動推進員

### (3) 県における取り組み

地球温暖化をはじめとした地球環境問題の解決には、県民、事業者、行政が連携しつつ、各々の責務に応じて環境に配慮した取組を推進していく必要があります。本県では、県自らが事業者・消費者として率先して実行するため「三重県地球温暖化対策実行計画」を策定し、エネルギー使用量、廃棄物排出量等の削減を進めます。

平成11年度には、太陽光発電などの自然エネルギーの普及促進、廃棄物の減量化・リサイクル及びRDF化の推進、緑化の推進等の排出抑制等に

# 第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

## 【第3節 大気環境の保全】

係る施策を推めました。さらに、地球温暖化問題についての三重県の現状と、県民、事業者、行政各主体の具体的な温暖化対策を示した「三重県地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。

### 三重県地球温暖化対策地域推進計画概要

#### 【対象物質】

京都議定書に定められた次の6種類のガスとする。

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄

#### 【計画の目標】

温室効果ガスの排出量を2010年までに1990年比6%削減する。

#### 【温室効果ガスの現況排出量】

1990年から1996年にかけて1.13倍増加

温室効果ガス排出量 単位：千t-C

	1990	1996	伸び率
二酸化炭素	6,525	7,407	1.14
メタン	159	143	0.90
一酸化二窒素	118	131	1.11
代替フロン類累	157	174	1.11
計	6,960	7,854	1.13

#### 【目標削減量】

1996年に比べ1,324千t-C削減する必要があります。

温室効果ガス別削減量 単位：千t-C

	1996	2010	削減量
二酸化炭素	7,407	6,049	-1,358
メタン	143	92	-51
一酸化二窒素	131	110	-21
代替フロン類累	174	278	+104
計	7,854	6,530	-1,324

排出量の90%以上を占める二酸化炭素の部門別の削減量は次のとおりです。

#### 部門別の二酸化炭素削減量

単位：千t-C

	1996	2010	削減量
エネルギー転換部門	128	123	-5
産業部門	4,471	3,805	-666
運輸部門	1,263	981	-282
民生部門	666	484	-182
業務系	439	249	-190
工業プロセス	335	342	+7
廃棄物	105	94	-11
吸収源	-	-28	-28
計	7,407	6,049	-1,358

#### 【各主体別施策の展開】

##### ○県民の組織

- ・地球温暖化についての問題意識の醸成に努め、理解や関心を持つように努める。
- ・日常生活における省資源・省エネルギー行動の実践に努める
- ・温暖化防止活動へ積極的に参加する
- ・行政の実施する地球温暖化対策に協力する

##### ○事業者の取組

- ・温室効果ガスの排出の少ない製品の開発を進め
- ・事業活動における省資源・省エネルギーの実践と従業者の環境教育を行う
- ・地球温暖化への取組に関する計画、実施状況を積極的に公表する
- ・行政の実施する地球温暖化対策に協力する。

##### ○行政の取組

- ・一事業者・一消費者として地球温暖化防止に向け率先して実行する
- ・県民、事業者等の地球温暖化防止活動への支援を行う
- ・県と市町村、あるいは県境を越えた広域な連携の強化を図る
- ・本計画の具体化に向けて組織・活動体制の整備を行う
- ・本計画の実施状況を把握するため、進行管理システムの構築を行う

# 第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

## 【第3節 大気環境の保全】

### 9 フロン対策の推進

#### (1) オゾン層の破壊

オゾン層の破壊は、冷蔵庫やエアコンの冷媒、断熱材の発泡剤、プリント基板の洗浄剤などとして広く使用されてきたフロン（クロロフルオロカーボン等）が成層圏に達してから分解し、生じた塩素原子がオゾン分子を破壊するものです。オゾン層は、太陽から降り注ぐ有害な紫外線を吸収しており、その破壊により、ガン発生率の増加など人体への影響の他、植物の成長抑制や水生生物への悪影響等、生態系全体への影響が懸念されています。

このため、国際的には、オゾン層の保護を目的としたウィーン条約が締結され、これに基づくモントリオール議定書により、フロンの生産・使用の段階的削減が進められており、1995（平成7）年末には先進国における特定フロンの生産及び輸出入が全廃されました。

わが国においてもオゾン層保護法が制定され、フロンの排出抑制、回収・破壊処理の取り組みが進められています。

#### (2) フロン回収・処理の促進

##### ア 「三重県フロン回収・処理推進協議会」の設立

本県では、フロン回収・処理の推進団体として「三重県フロン回収・処理推進協議会」を平成9年3月に設立し、回収したフロンの一時保管や破壊処理施設への一括輸送を行う中継基地として「三重県フロン保管センター」を指定しました。

##### イ 普及・啓発

フロンの回収・処理をさらに促進するための普及・啓発を行いました。

##### ウ フロン回収への支援

粗大ゴミとして廃棄される家電製品（冷蔵庫、ルームエアコン）からのフロン回収・処理については、市町村の自主的な取組によって進められています。県では市町村が行うフロン回収装置の整備に対する補助制度を平成8年度に創設し、また、平成9年度からは、回収フロンの破壊処理費用（運送費を含む）に対する助成制度を創設し、平成11年度は2,966kgのフロン破壊に助成しました。

平成11年度末現在のフロン回収実施自治体は

30自治体（59市町村に相当）であり、これらの自治体が回収したフロンの量は約3.4トン、破壊処理量は約3.0トンでした。

# 第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

## 【第3節 大気環境の保全】

### 第2 騒音・振動の防止

#### 1 騒音・振動の現況

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで、維持されることが望ましい基準として設定されています。

#### 騒音に係る環境基準

(平成11年3月26日、三重県告示第1046号)

##### (1) 道路に面する地域以外の地域（一般地域）

(デジベル以下)

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A	55	45
B		
C	60	50

昼間：午前6時から午後10時まで

夜間：午後10時から翌日午前6時まで

##### (2) 道路に面する地域 (デジベル以下)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 2車線以上	60	55
B 2車線以上	65	60
C 1車線以上		

##### (3) 幹線交通を担う道路に近接する空間 (デジベル以下)

基準値	
昼間	夜間
70	65

※本環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

備考1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい窓を主として閉めた生活が営まれているときは、室内へ透過する騒音に係る基準（昼間：45デシベル、夜間：40デシベル）によることができる。

備考2 幹線交通を担う道路

(1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）

(2) (1)の道路を除くほか、一般自動車道であつて自動車専用道路

備考3 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、車線数の区分に応じて道路端からの距離によることとする。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路15m  
(2) 2車線を超える斜線を有する幹線交通を担う道路20m

#### 【該当地域】

A : 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、上野市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、久居市、多度町、長島町、木曽岬町、員弁町、東員町、菰野町、楠町、朝日町、川越町、閑町、河芸町、芸濃町、香良洲町及び御薗村の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域

尾鷲市及び熊野市の区域のうち、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により定められた第2種区域

B : 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、上野市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、久居市、多度町、長島町、木曽岬町、員弁町、東員町、菰野町、楠町、朝日町、川越町、閑町、河芸町、芸濃町、香良洲町及び御薗村の区域のうち、都市計画法第8条の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

C : 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、上野市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、久居市、多度町、長島町、木曽岬町、員弁町、東員町、菰野町、楠町、朝日町、川越町、閑町、河芸町、芸濃町、香良洲町及び御薗村の区域のうち、都市計画法第8条の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

尾鷲市及び熊野市の区域のうち、騒音規制法第3条第1項の規定により定められた第3種区域及び第4種区域

#### 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度（要請限度）

(昭和46年6月23日総理府・厚生省令第3号)

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝・夕	夜 間
第1種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第2種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第1種区域及び第2種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル
第1種区域及び第2種区域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	60デシベル
第3種区域及び第4種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
第3種区域及び第4種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	65デシベル
第3種区域及び第4種区域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する区域	80デシベル	75デシベル	65デシベル

(注) 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域は、騒音規制法に定める指定地域の区域の区分です。

#### 振動規制法第16条第1項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度（要請限度）

(振動規制法施行規則別表第2号)

時間の区分 区域の区分	昼 間 8時～19時	夜 間 19時～8時
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

(注) 第1種区域及び第2種区域は、振動規制法に定める指定地域の区域の区分です。

## 第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

### 【第3節 大気環境の保全】

工場・事業場に係る騒音苦情は、その発生源が住工混在地域に立地する中小規模の工場等であることが多く、その防止対策が困難となっている場合もあります。また、法・条例対象外施設によるものが多くあります。

建設作業による騒音苦情は法・条例による未規制建設作業が大部分で平成11年度23件と平成10年度20件に比べ増加しています。

家庭生活による騒音苦情は、ピアノ、クーラーあるいは飼犬の鳴き声などが原因であり、生活様式の多様化や都市化の進展のなかで快適な住環境を求める声が強くなってきており、今後増加することが予想されます。

図1－3－13 騒音苦情の発生源別の申立状況

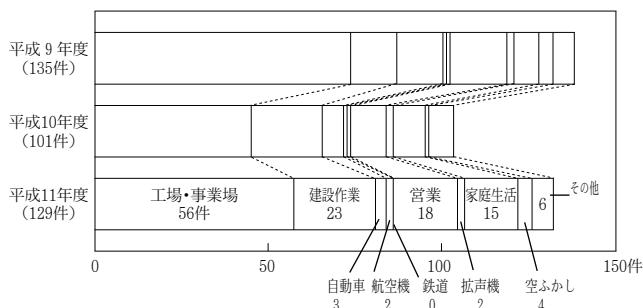
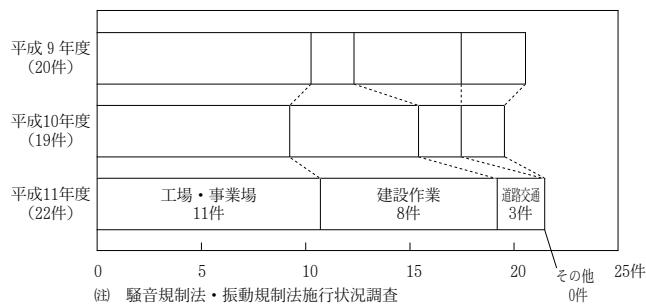


図1－3－14 振動苦情の発生源別の申立状況



## 2 工場・事業場対策の推進

### (1) 騒音規制法及び振動規制法による規制

騒音規制法及び振動規制法では、生活環境を保全すべき地域を指定し、この指定地域内において、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴なって発生する相当範囲にわたる騒音・振動について規制を行っています。

表1－3－4 騒音規制法に基づく特定工場等の状況

(平成12年3月31日現在)

施設の種類	工場等実数	特定施設数
1 金属加工機械	319	2,286
2 空気圧縮機等	593	5,333
3 土石用破壊機等	13	164
4 織機	42	1,650
5 建設用資材製造機械	7	37
6 穀物用製粉機	2	54
7 木材加工機械	222	588
8 抄紙機	1	2
9 印刷機械	131	458
10 合成樹脂用射出成形機	17	622
11 鑄型造型機	2	279
計	(1,371)	(12,713)
	1,349	11,473

(注) ( ) は平成10年度

表1－3－5 振動規制法に基づく特定工場等の状況

(平成12年3月31日現在)

施設の種類	工場等実数	特定施設数
1 金属加工機械	214	2,834
2 圧縮機	314	1,573
3 土石用破壊機等	16	142
4 織機	27	1,082
5 コンクリートブロックマシン等	6	37
6 木材加工機械	50	70
7 印刷機械	52	182
8 ゴム・合成樹脂練用リール機	1	146
9 合成樹脂用射出成形機	16	710
10 鑄型造型機	5	265
計	(715)	(7,371)
	701	7,041

(注) ( ) は平成10年度

表1－3－6 騒音規制法に基づく特定建設作業の状況

(平成11年度)

作業の種類	届出件数
1 くい打機等を使用する作業	63
2 びょう打機等を使用する作業	1
3 さく岩機を使用する作業	131
4 空気圧縮機を使用する作業	44
5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	9
6 バックホウを使用する作業	136
7 トラクターショベルを使用する作業	5
8 ブルドーザーを使用する作業	43
計	(402) 432

(注) ( ) は平成10年度

## 第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築 【第3節 大気環境の保全】

表1－3－7 振動規制法に基づく特定建設作業の状況  
(平成11年度)

作業の種類	届出件数
1 くい打機等を使用する作業	81
2 鋼球を使用して工作物等を破壊する作業	2
3 補装版破壊機を使用する作業	6
4 ブレーカーを使用する作業	130
計	(175) 219

(注) ( )は平成10年度

### (2) 公害防止条例による規制

公害防止条例では、法で規制していない施設及び規制地域の拡大(県下ほぼ全域)を行い、工場・事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について規制を行っています。

また、これらの他、深夜営業騒音、作業騒音及び拡声機の使用に伴う騒音について規制を行っています。

表1－3－8 県公害防止条例に基づく工場等(騒音関係の状況)  
(平成12年3月31日現在)

施設の種類	工場等数	指定施設数
1～10 金属加工機械	276	2,206
11 鑄型造型機	7	84
12 高速切断機	216	403
13, 14 空気圧縮機等	659	4,221
15 ガス圧縮機	282	958
16 真空ポンプ	14	242
17 冷房機及び冷却塔	1,130	5,145
18～21 土石用破壊機等	83	672
22 織機	17	698
23, 24 建設用資材製造機械	66	185
25 穀物用製粉機	1	4
26～31 木材加工機械	744	1,648
32 抄紙機		—
33 印刷機械	31	93
34 合成樹脂用射出形成機	44	794
35 コールドマシン	2	9
計	(3,649) 3,572	(18,488) 17,362

(注) ( )は平成10年度

表中 ■ は条例による横だし施設

表1－3－9 県公害防止条例に基づく工場等(振動関係の状況)  
(平成12年3月31日現在)

施設の種類	工場等数	指定施設数
1～5 金属加工機械	216	2,384
6 ベンディングマシン	9	64
7 ディーゼルエンジン	37	80
8 振動コンベア	21	57
9 圧縮機	310	1,361
10 土石用破壊機等	82	783
11 織機	—	—
12 製網機	—	—
13 コンクリートブロックマシン等	22	72
14, 15 木材加工機械	173	564
16 穀印刷機械	17	42
17 ゴム・合成樹脂練用ロール機	1	21
18 合成樹脂用射出形成機	42	850
19 鑄型造型機	2	126
20 ダイカストマシン	2	51
21 シェーキュートマシン	3	15
22 遠心分離機	21	47
計	(960)	(7,326) 958 6,517

(注) ( )は平成10年度

表中 ■ は条例による横だし施設

表1－3－10 県公害防止条例に基づく建設作業の状況  
(平成11年度)

作業の種類	届出件数
騒音関係	1 くい打機等を使用する作業
	2 びょう打機等を使用する作業
	3 さく岩機を使用する作業
	4 空気圧縮機を使用する作業
	5 コンクリートプラント等を設けて行う作業
	6 バックホウを使用する作業
	7 トラクターショベルを使用する作業
	8 ブルドーザーを使用する作業
計	377
振動関係	1 くい打機等を使用する作業
	2 鋼球を使用して工作物等を破壊する作業
	3 補装版破壊機を使用する作業
	4 ブレーカーを使用する作業
計	187

## 第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築 【第3節 大気環境の保全】

### (3) 立入検査及び指導

法・条例に基づく規制対象施設等の届出を審査・指導するとともに、規制対象工場・事業場の立入検査を行い基準遵守の確認や改善指導を行いました。

また、法・条例の指定地域を有する市町村が行う規制事務について指導を行うとともに、工場・事業場の設置者及び建設工事を行う者を対象とした「騒音・振動規制の手引き」及び市町村職員を対象とした「感覚公害ハンドブック」を作成しました。

### 3 都市生活騒音対策の推進

生活様式の向上に伴い生活の場からクーラーの音、ピアノの音、飼犬の鳴き声等多種多様な生活騒音が発生するようになりました。

近年、快適な生活環境を確保したい要求が高まるにつれて、この生活騒音に対する苦情が増加しています。

生活騒音は、工場騒音とは異なり、個人の私生活に深く係わっており、法令で規制し防止するより、各人が近隣に迷惑をかけないよう自覚し、自制することが最も大切なことであるとともに、地域ごとの生活騒音防止のための自主的な活動を通して相互受認を含む近隣居住のルールを作ることが大切です。

表1－3－11 騒音規制法・振動規制法に基づく立入検査等の実施状況（平成11年度）

		騒音関係	振動関係
立 入 検 查 件 数		37	16
立入検査結果	適合	21	10
	不適合	16	6
行 政 指 導 件 数		16	2

表1－3－12 県公害防止条例に基づく立入検査等の実施状況（平成11年度）

		事務委任分	県直接分
立 入 検 查 件 数		94	66
立入検査結果	適合	67	61
	不適合	27	5
報 告 徴 収 件 数		2	0

表1－3－13 制限行為等に係る勧告等の実施状況  
(平成11年度)

	指導件数	勧告件数
深夜営業騒音に係るもの	5	0
作業騒音に係るもの	9	0
拡声機の使用制限に係るもの	1	0

### 4 環境騒音及び道路交通振動の現状

#### (1) 環境騒音（一般地域及び道路に面する地域）

騒音に係る環境基準は、中央環境審議会の答申「騒音の評価手法等の在り方について」を受けて、平成11年4月から騒音の評価手法を騒音レベルの中央値（L<sub>eq</sub>）から等価騒音レベル（L<sub>50</sub>）に変更されました。

環境騒音のうち、一般地域（道路に面する地域以外）における騒音の状況は、法に規制地域を有する27市町村の協力を得て、97地点で騒音測定を実施しました。

（資料7 4参照）

環境騒音のうち、道路に面する地域における騒音の状況は、法に規制地域を有する27市町村の協力を得て、39地点で自動車交通騒音測定を実施しました。

（資料7 5参照）

表1－3－14 測定地点における環境基準適合状況  
環境騒音（一般地域）

地域の類型	測定地点数	適合地点数		
		昼間適合	夜間適合	2時間帯とも適合
A	27	20	14	13
B	32	24	17	15
C	32	29	27	26
未指定	6			

#### 環境騒音（道路に面する地域）

地域の類型	測定地点数	適合地点数		
		昼間適合	夜間適合	2時間帯とも適合
A	3	0	0	0
B	20	12	11	10
C	12	9	6	6
未指定	4			

# 第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

## 【第3節 大気環境の保全】

### (2) 道路交通振動

騒音規制法及び振動規制法では、自動車騒音及び道路交通振動の限度（要請限度）を定めており、市町村長は指定地域内における自動車騒音・振動がその限度を越えて道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる時は、公安委員会及び道路管理者に対して、交通規制や道路構造等の改善要請、意見を述べることができることになっています。なお、平成11年度の法に基づく要請及び意見陳述は0件でした。

道路交通振動の状況は、法に規制地域を有する市町村の協力を得て、28地点で道路交通振動測定を実施しました。

(資料7 6参照)

### (3) 自動車交通騒音・振動対策の推進

自動車騒音対策を推進するため、平成5年10月「三重県自動車交通公害対策推進協議会」を設置し、自動車交通公害防止対策の基本的方向と具体的な施策を盛り込んだ「自動車交通公害防止のための基本的な事項」を策定し、総合的な施策を推進しています。また、同協議会で策定した「三重県における道路交通騒音対策に係る取組方針」に基づき、早急に改善を進める必要のある路線、地区として国道1号亀山地区を選定し、「亀山地区道路交通騒音対策推進連絡会」を設立し、具体的な道路交通騒音対策の推進について、検討をおこなっています。

## 第3 悪臭の防止

### 1 悪臭の現況

平成11年度の悪臭に係る苦情の件数は平成10年度に比べ減少しましたが、依然として工場や家庭生活等に係る野焼き苦情が多くなっています。

図1-3-15 悪臭苦情の発生源別の申立状況

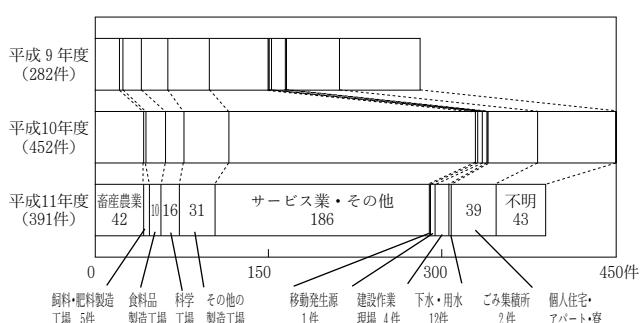


表1-3-15 悪臭苦情処理状況

(平成11年度)

	規制地域内	規制地域外
苦情処理件数	228	163
立入検査数	55	33
行政指導件数	111	47

### 2 工場・事業場対策の推進

#### (1) 悪臭防止法による規制

悪臭防止法では、住民の生活環境を保全すべき地域を指定し、この指定地域内において、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制を行っています。

なお、県内の規制地域の状況は、特定悪臭物質規制が23市町村の市街化区域を中心とした地域、臭気指数規制が尾鷲市の一部地域です。

#### (2) 立入検査及び指導

平成11年度には、法の規制地域を有する市町村が行う規制事務について指導を行うとともに、市町村職員を対象とした「感覚公害ハンドブック」を作成しました。

#### (3) 畜産経営に起因する悪臭の防止

近年、市街地の拡大（スプロール化）による混住化と畜産業の規模拡大があいまって、悪臭関連環境汚染が発生しています。

平成11年度には、県、市町村、関係団体等で構成する地域環境保全型畜産確立推進指導協議会により環境汚染発生畜産農家を重点とした巡回指導を行うとともに、臭気分析調査を実施し、個別指導を行いました。

表1-3-16 畜産経営環境実態調査結果

(畜産に起因する環境汚染問題発生件数)

(単位:戸数)

区分 畜産	畜産環境汚染の種類							その他	計
	水質汚染	悪臭発生	害虫発生	水質と悪臭	悪臭と害虫	水質と害虫	水質と悪臭と害虫		
豚	7	8	0	4	0	1	0	0	20
採卵 鶏	1	0	3	4	2	0	1	1	12
プロイラ	0	2	0	0	0	0	0	0	2
乳用牛	4	3	2	4	1	0	0	0	14
肉用牛	2	2	0	0	0	0	0	0	4
計	14	15	5	12	3	1	1	1	52